

生活福祉保健委員会 - 平成15年10月21日

質疑(辻委員) きょうは説明資料でも、まず福山リサイクル発電所の安全対策につきまして、それで、つい最近、石川県の石川北部RDFセンターでRDFの発熱、それからボヤというようなことが起きたようですけども、この事故ですね、どういう程度の、まずそれをお聞きしたいと思います。

答弁(一般廃棄物対策室長) 石川県の事故につきましては、10月15日、先週の水曜日だったと思いますけども、サイロ内のRDFの温度上昇ということと、16日の夜にサイロ下のコンベアでRDFの発熱、発煙が確認されたことから、その一連の作業といたしましてRDFサイロ内に窒素ガスを注入したり、コンベアに放水作業をしたりいたしまして、現在サイロ内の温度でございますが、約30数度で推移しているということを知っております。なお、昨日石川県の方に問い合わせしてみましたけども、当分の間、窒素注入をいたしまして、安定するまで様子を見たいというふうに聞いております。なお、事故の原因につきましては、現在定かではございませんが、発酵による発熱が一つの引き金になったのではないかと聞いております。以上でございます。

質疑(辻委員) 発熱の原因というのは、三重の事故を考えても発酵、あるいは化学物質による発熱、いろいろとあちらでも原因究明されているという中であるわけですけども、やはりこのRDFとRDF発電、ガス化熔融炉の技術そのものが指摘していただいたように未成熟な技術だったということを改めて私はこの事故から教えているんじゃないかと思うんですよ。安全対策は万全の上、万全を期してということでおやりになっていたと思うんですけども、やはりこういう事故が起きるといことが今後もあり得るんじゃないかという思いが強くなっているんですね、福山のリサイクル発電所。そこで、このプラントを引き受けた後、補償体制ですね。やはり当然きちっとしとかなければと思うんですが、その辺の契約内容を具体的に、どういう補償体制が入れ込まれて、今後のいろんな事故とか問題に対する対応をどのようにしていくのか、どういうふうにやっていくのか、そこを聞いておきたい。

答弁(一般廃棄物対策室長) 御指摘の性能保証期間というふうに理解しておるわけですが、普通のプラントでございますら通常2年間の保証がございます。福山リサイクル発電施設につきましては、このちょうど、きょう御説明いたしました3ページを見ていただきたいんですけども、いわゆるガス化熔融炉部分と二次燃焼部分につきましては、10年間の性能保証をお約束いただいております。また、このボイラというところがございませけれども、そのボイラにつきましては5年間の保証をお願い、性能保証としてお願いをしております。したがって、それ以外につきましては2年間保証というような性能保証を契約上の中で整備いたしております。直接ストレートなお答えになるかどうかは別にいたしまして、今回の事故のような事故に対するリスク負担と言いますが、負担につきましては、原因者負担という考え方に基づ

いて契約関係を市町村とプラントメーカーなり、これからそういう改修をする会社とやっております。したがって、今回の火災事故は明らかにプラントメーカーに起因するものでございますので、プラントメーカーが責務を負うという話になるかと思えます。したがって、リスクを要するに市町村といわゆるプラントメーカー、操業委託管理会社、この2つに分けて、もし事故があればどちらにくるかというのを協議いたしていただくことになるかと思えます。

質疑(辻委員) そうすると、例えば本体に起因する部分についてはプラントメーカーですね。RDFのそのものに起因しているような、今回の例えば石川とか三重のような何か異常発酵してきたそのためによる発熱等が起きて、何からの事故発生につながっているというようなことが起きた場合は、これは当然RDF製造、原因究明というのはもちろんまず行って、それによって責任はどうとるのかという形になって、例えば品質管理が非常に悪かったということになれば製造したメーカー、RDFのメーカー、メーカーというのは市町村ですね。そういう形になっていくというふうに理解していいのですか。ベルトコンベアのあいうふうに例えば発熱が起きたとか、それでばやが起きるといような事態の場合にそういうふうに整理していいと、見ていいんですか。

答弁(一般廃棄物対策室長) 委員御指摘の件につきまして、三重県、石川県、これが原因がまだ詳細にわかりませんので即断はできませんけども、RDFの品質不良が直接の原因であるのであれば、委員の御指摘のとおり市町村にリスク負担をしていただく、原因者負担というその精神からそういう仕組みにしております。

質疑(辻委員) ヤミ金融の報告もありましたので、これも少し聞いておきたいと思えます。先ほどヤミ金融対策連絡協議会、連絡会議ですね、立ち上げられた間なしですけども、今後の対応の中で相談体制の充実や啓発の推進、取り締まりの強化、またその他機関との連携ですね。こういうことなんですが、その他機関との連携というのは具体的にどういうふうなことを想定されているのか。それから貸し金業者への監督は立入りということがありますので、これは県の登録業者に対してもそういう立ち入りをしていくというふうに考えていいのでしょうか。

それから相談体制の充実の件ですけども、これは貸金協会への自主的な取り組みとか、児童・生徒への協力相談とか生活援護のための相談窓口とかというようなそういったところまでぐっと枠を広げてやる必要があるんじゃないかと思うんですけども、もう少し詳細に今後の対応については、さらに次の連絡会議の中で定められていくというふうに今のところ見てよろしいでしょうか。

答弁(消費生活室長) 先ほど御説明をいたしましたのは、第1回目の連絡会議で一応決定したものでございまして、次回以降の連絡会議、またその他の項目についてはいろいろ協議してまいりたいというふうに思っております。それで、その他機関との連携ということで先ほど金融機関との連携というふうに申し上げましたが、それ以外に例えば、まだ具体的に検討には入っておりませんが、例えばゲラチラシ、看板等の撤

去とか道路管理者とかN T Tに要請するとか、そういう項目についても検討をしてみたいというふうに考えております。

それから立ち入りの件でございますが、貸金業規制法を所管いたしております中国財務局、あるいは県の商工労働部、それら法律に基づく立ち入りを今後、登録の厳格化等含めまして立入調査も回をふやすとか充実をしていきたいというふうに思っております。

それから、相談体制の充実でございますが、先ほど資料で御説明しましたように、ネットワーク化ということで各機関を示したわけでございますが、ネットワークを広げるかどうかということについては現時点で検討いたしておりません。当面このヤミ金融に関する相談窓口を積極的にP Rしてまいりたいというふうに考えております。

質疑(辻委員) 大いに議論を深めて連絡会議の中で進めていただきたいんですけど、その他機関の連携の問題では、民間の団体でもヤミ金融対策ですね、県で言えば、ヤミ金融対策連絡協議会ですか、あるいはつくしの会とか、あるいはれんげの会というのと幾つかあるようです。そういう団体との連携を想定されているのかということ、それから経営者協会とかというのは会社関係との連携ですね。そういったものも当然視野に入られていると思うんです。このあたりはどうですか、まだこれからですか。

答弁(消費生活室長) 当面は今回立ち上げました7機関で協議を進めてまいります、関係機関の意見をお聞きをしたいというふうに思っております。

質疑(辻委員) ぜひ参考にですけども取り上げていただきたいと思いますが、これは長野県のヤミ金融対策マニュアルというこういう冊子をつくっております。これは発行は長野の弁護士会と民事介入暴力被害者救済センター、それから消費者問題対策委員会協調でこういう団体がつくっているものなんですけども、これ非常に役に立ちますのでぜひこれ、入手されていると思いますけど、参考にされていたらどうかと思ってるんです。その中でやっぱりヤミ金融業者は徹底的に撲滅するという立場で進めていただきたいというふうに思うんです。1つは、この中で資料で出てるんですけど、経営者協会に対してヤミ金に対する対応方法を示しまして、それに対しての離職者防止の要請なんかもやってるんですよ。知ってるとおり、ヤミ金業者は会社にどんどん電話をかけてきて、本人がおらんかったら上司を出せということでやめていかざるを得ないというようなね、というようなことにつながってるんですよ。そういった点でのそういう業者に対しての、会社としての対応をしてほしいという要請文です。それからもう1つは、業者に対する通知書という文書を出しているんです。これは向こうのは対策会議で出されているんですよ、どっちも連名でね。それは今回のヤミ金融対策法ができて罰則強化されましたよと、違法なことをやってると、あなた方がそんなことをやれば罰則がかかりますよということで通知書も出しています。それから学校にもそういう文書を流して、ヤミ金融業者は学校にも電話しますからね、子供が学校に行けなくなるというようなことが起きているんですよ。だからそういうふうなことも例示出しながら、総合的に対策をつくっていただきたい。それは要望として

言っておきますので、ぜひ実効照らしめて、ほんと県のイニシアチブも発揮いただきたいというふうに思います。

それからもう1つ、きょう説明資料の中で広島医療安全支援センターの設置で委員が出てきました。今回2回ほどこの委員の構成に医療労働関係団体の代表も入れたらどうかというようなことを要望してきたんですけども、残念ながらそういう状態になってないんですね。検討するという話はありませんでしたけども。そのあたりはどうなんですか。なぜそうなのか、それから今後はそういった団体に対しての委員での推挙といいますが、いうことについてはどうなんですか、お考えになっておるのかどうか。

答弁(医務看護室長) 委員がおっしゃいますように、相談事案を円滑に処理していくためには医療現場で働く人たちの声が届く必要があるというのは理解しております、そういうケースもままあるだろうと思われませんが、今回設置しました協議会の委員の方々の中にも医師とか歯科医師、看護師、こういう人々にも加わっていただいておりますし、いわゆる医療関係者といいますが、医療従事者という立場からの御意見もちょうだいできるというふうに考えておりますので、どうか御理解賜りたいと思います。

要望・質疑(辻委員) これはあんまり議論をしようと思いません。要望として、議論されていく中で検討課題としていただきたいというふうに思います。

最後に、きょう16年度の主要事項に関する提案の中で、84ページに支援費制度の円滑な運営についてということがありましたので、その点での・・質問をしていきたいと思えます。この4月に、5月の委員会ですけども、4月までの支援費の制度の実施状況の報告がありました、その後の進捗と、この制度の主なる課題、若干この提案の中に書いてありますけども、どう今求められているのか、その点お聞きしたいと思えます。

答弁(知的障害者福祉室長) 今、委員のお尋ねの2点ですけども、まず4月実施以後の状況でございますが、5月の委員会で4月の状況について御報告をさせていただきましたけれども、そのときには市町村で把握している要・・5,656人につきまして、ほぼ全員の5,575人が・・手続を終えたということでその時点の主な従前の障害者福祉サービス事業者につきましては、おおむねサービスの・・はできているというふうに判断をしております。その後の実態につきまして、これは予算措置等で詳しく市町村に確認をいたしましたけど、4月の状況でございますけども、居宅サービス41%の増、これは市町村の方のサービス、それから施設サービスで2%増というようなことが・・になってまいっております、加えて本年4月の市町村における支援費の支給決定状況、これは4月以降、5月以降に確認したわけですけども、居宅介護、デイサービス、短期入所の居宅3事業のいずれもが予算措置ベースを上回ってなされていると、支給ベースでなされているというような状況も確認しております。このようなことから、措置制度から利用制度に変わったことによりまして障害者自身に福祉サービスを積極的に活用しようという機運が芽生え始めているものと考えられまして、支援

費制度は引き続きこのまま順調に推移しているということだろうというふうを考えております。

課題でございますけれども、5月の資料で御説明させていただいたときにも説明したと思うんですけども、2点ほどございまして、1点は、中山間地域における居宅サービスが不足している、実態的に、業者参入がなかなか難しいという実態、それと市町村、この支援費制度というのは介護保険制度と違ひまして、ケアマネージャー、ケアマネジメント制度というのが導入されております。当然、市町村の窓口担当者において相談、あるいはその手続を行うという制度になっております。この部分について課題が起きていると。

質疑(辻委員) それで、サービスの利用が進んでいるという、順調に推移しているようですけども、実際にサービスを受ける側に適切なサービスが供給されているなどという問題になってくると、やはりそれをコーディネートする人ですよ。今、市町村の職員が業務をやってますけども、この制度の1つ大きな問題、今言われたように、ケアマネージャーが制度的に措置されていないと。それで介護保険と違ひはそこに大きな問題を抱えていると思うんですね。国の方にそういう、きょうの提案では、制度的にしてほしいということがありますけども、どうですか、なかなかこのケアマネージャーの実施を抱えている点で、県が市町村に協力して担当でそういうふうな措置を図っていくというようなことも考えてもいかがかと思うんですけど、この辺はどうですか。

答弁(知的障害者福祉室長) 先ほど課題がケアマネジメント制度が支援費制度に導入されていないということで、県としましても課題ということで国に提案しておるという状況でございます。一方で、現在そういう形になっておりますので、県の役割としましては、昨年度からこの制度の円滑な導入ということで市町村職員に対する研修などを数多く重ねてやってまいったという状況でもございますが、先ほど来言っておりますように、やはり基本的な制度としてケアマネージャーの専門的な対応というのがやはり市町村担当者というのはそこまでの専門性というのはなかなか難しいのではないかという認識もありますので、そういうケアマネジメント制度の制度化について要望しているという状況でございますが、県としてどうかというふうに今お尋ねでございますけども、やはりこのマネジメント制度というのは、支援費制度の基本的、根幹的な部分を担うといえますか、基本的な部分だろうということで思いますので、地方公共団体の対応という事項ではないと考えておりますので、県としてできるだけ現時点におきましては市町村の県からの指導といえますか、研修を重ねていくということを図っていくということでございます。

意見・要望(辻委員) 県としてはなかなか難しいかもしれませんが、やはり障害者に対する特別な対応の仕方というものは、やはり介護保険としっかりマネジメントしていく上で質的な違いがあると思ってるんですね。なぜかという、介護保険の場合ですと高齢に伴ってのいろんな機能の低下とか、あるいはさまざまな障害が出てき

たりしていきますけども、障害者の場合は先天的な場合がありますし、生まれてから長期にわたっているんな障害を持って生活、成長している場合と、そういう点のその障害を本当にどう対応していくかという点では特別なやはり専門性等、系統性等、そういったものまで要求される部分だと思ってるんですね。そういう意味では、やっぱりきちんとマネジメントする制度化を図っていくということが当然国に対して要求されますけども、国ではなかなかできないと思う。やっぱりきちっとサービスを受けるために研究してサービスを向上させていくという点でも、私は県の方も市町村に協力してそういうシステムをつくるというような全国に先駆けてやってもいいんじゃないかと思うんです。これはぜひ検討していただいて、このことだけ申し上げて質問を終わります。